

大阪府大気汚染常時監視データ提供規程

公 監 第 2 1 3 号

平成10年 8月24日制定

〔	平成14年	4月	1日一部改正、平成16年	1月	5日一部改正
	平成19年	4月	1日一部改正、平成24年	4月	2日一部改正
	平成27年	4月	1日一部改正、平成27年	9月10日	一部改正
	平成29年	2月	6日一部改正、平成31年	3月	1日一部改正

(趣 旨)

第1条 本規程は、大阪府地域大気汚染常時監視測定データファイル(以下「データファイル」という。)に収録された大気汚染常時監視データ(以下「データ」という。)の提供にあたり、必要な事項を定める。

(用 語)

第2条 本規程で使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 データファイル 大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課環境監視グループ(以下「環境監視グループ」という。)の電子計算組織に設置したデータファイルであって、大阪府及び大阪府内の市町が所管する大気汚染常時監視測定局(以下「測定局」という。)での測定結果(一時間値)を収録したもの
- 二 データ所管市町 測定局の設置・管理を行い、当該測定局での測定データを管理している市町
- 三 確定値 データのうち、当該データに係る確認を全て完了し確定したもの
- 四 未確定値 データのうち、測定機器の管理記録等の点検結果に基づく確認作業を終えたもの
- 五 速報値 データのうち、測定機器の管理記録等の点検結果に基づく確認作業を終えていない伝送されてきた状態のもの

(提供データの範囲)

第3条 大阪府環境農林水産部環境管理室長(以下「環境管理室長」という。)は、大阪府が所管する測定局のデータを提供する。

2 環境管理室長は、当該市町が所管する測定局の大気汚染常時監視データを提供することがある。

(提供データの種類)

第4条 提供データの種類は、確定値、未確定値及び速報値の一時間値並びに確定値の年間値及び月間値とする。

(データの提供開始の日)

第5条 データの提供は、次の各号に定める日から行う。

- 一 確定値 データを測定した日の属する年度の翌年度の7月1日
- 二 未確定値 データを測定した日の属する月の翌々月末
- 三 速報値 データを測定した日から起算して7日後の日

2 環境管理室長は、前項の規定にかかわらず、データの確認作業の都合により、データの提供を開始する日を変更することがある。

(データの提供方法)

第6条 データの提供は、次の各号に掲げる方法により行う。

- 一 電子メール
- 二 帳票（データを電子計算組織から直接出力し紙に印字したもの。）

(データ提供の依頼)

第7条 データファイルに収録されたデータの提供を希望する者は、提供依頼書(様式第1号)により、環境管理室長あてに依頼しなければならない。

- 2 前項の提供依頼書は、電子メール、ファックス又は郵送により提出することができる。
- 3 環境管理室長は、第1項の規定により依頼があったときは、データを提供することができないやむを得ない事情がある場合を除き、データ提供書(様式第2号)によりデータを提供する。

(多量のデータ提供に係る特則)

第8条 環境管理室長は、データを提供する場合であってその量が多量であるため、一括して提供する場合に環境監視グループの業務に支障が生ずると認められるときは、データの提供を希望する者と協議のうえ、データの提供の時期に猶予を求め、又はデータの提供を複数回に分割し、実施することがある。

(データの提供に要する費用等)

第9条 データの提供に要する経費は、これを徴収しない。

- 2 環境管理室長は、帳票によりデータの提供を行う場合で帳票の枚数が多量にわたる場合には、作成する帳票の枚数を限度として、帳票として使用する用紙の提供を受けることがある。

(環境監視グループ及びデータ所管市町の間でのデータ提供の特則)

第10条 大気汚染常時測定局を所管している環境監視グループ及びデータ所管市町の相互間でのデータの利用については、別に定めるところによる。

(出典の明記)

第11条 データの提供を受けた者は、提供されたデータの加工あるいは解析を行いその結果を公表する場合にあっては、大阪府地域大気汚染常時監視測定データファイルからデータの提供を受けたことを、明記しなければならない。

(提供したデータの利用成果の報告)

第12条 環境管理室長及びデータ所管市町は、データを提供した者に対して、データを利用して実施した解析等の成果について報告を求めることができる。

(雑則)

第13条 この規程に定めのない事項は、環境管理室長がその都度定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 本規程は、平成10年9月1日から施行する。

(旧規定の廃止)

2 「大気汚染常時監視測定データの提供に関する事務手続について」(昭和58年4月1日施行)及び「大気汚染常時監視測定データの提供に係る依頼文及び回答文の様式の定型化について」(昭和58年4月18日施行、平成6年4月1日最終改正)は、廃止する。

附 則 (平成14年3月28日公監第482号)

(施行期日)

本規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年12月19日環情第348号)

(施行期日)

本規程は、平成16年1月5日から施行する。

附 則 (平成19年 3月23日環情第464号)

(施行期日)

本規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月2日環保第1195号)

(施行期日)

本規程は、平成24年4月2日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日環保第2595号)

(施行期日)

本規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月10日環保第1763号)

(施行期日)

この規程は、平成27年9月10日から施行する。

附 則 (平成29年2月6日環保第2264号)

(施行期日)

この規程は、平成29年2月6日から施行する。

附 則 (平成31年2月25日環保第2437号)

(施行期日)

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

大気汚染常時監視データ提供依頼書

年 月 日

大阪府環境農林水産部環境管理室長 様

依頼者 _____

(個人の場合は氏名。組織体の場合はその名称及び代表者氏名)

大阪府地域大気汚染常時監視測定データファイルに収録されている大気汚染常時監視データの提供を受けたいので、下記のとおり依頼します。

記

	所 管	測 定 局 名	測 定 項 目	期 間
提供を希望するデータ				
利用目的 (具体的に)				
提供データの形式	1. 一時間値 (a) 月報形式 (b) 日報形式 2. 年間値 (確定値に限る) 3. 月間値 (確定値に限る)			
提供方法	1. 電子メール (アドレス: _____) 2. その他 (_____)			
依頼者連絡先 (担当者)	担当者氏名		所 属	
	連絡先住所 及び電話番号	〒 _____ 電話番号(_____)		
備 考				

- (注) 1 依頼にあたり印鑑は不要ですが、組織体（官公庁、会社等法人、任意団体）にあつては名称及び代表者氏名を記入して下さい。
2 提供を希望するデータの欄は、所定の欄に記入しきれないときは、別紙を添付して下さい。
3 利用目的の欄は、今後のデータ提供の参考にするために、できる限り記入してください。お願いします。
4 ご記入いただいた個人情報（電子メールアドレス及び依頼者連絡先）は、データ提供事務（依頼書の記載内容に関する問合せ、データの送付）に使用します。

大気汚染常時監視データ提供書

環 保 第 号
年 月 日

様

大阪府環境農林水産部環境管理室長

年 月 日付で依頼のあった大気汚染常時監視データを提供します。なお、下記の事項に留意してください。

記

- 1 データの内容及び取扱いについて疑義のあるときは、当環境管理室環境保全課環境監視グループまで照会すること。
- 2 提供を受けたデータを利用して加工又は解析を行いその結果を公表（行政報告書、論文、学会発表等を含む。以下同じ。）するときは、測定データは大阪府地域大気汚染常時監視測定データファイルから提供を受けたことを、明記すること。
- 3 提供した 年度のデータは未確定値（速報値）であるので、その使用に際しては未確定値（速報値）である旨を明記すること。また、未確定値（データ伝送装置によりオンラインで収集し、確認作業を実施していない速報値）は、今後、欠測処理されたり値が修正されたりする場合がありますので留意すること。

照会先

大阪府環境農林水産部環境管理室

環境保全課環境監視グループ 担当

電話番号 06（6210）9621

E-mail kankyohozen-01@gbox.pref.osaka.jp